

◎新潟県告示第1453号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年10月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
社会福祉法人紫雲寺加治川福祉会	新発田市真野原外3331番地2	特別養護老人ホームしうんじ（地域密着型）	新発田市真野原外3331番地2	短期入所生活介護	H26.9.1
社会福祉法人紫雲寺加治川福祉会	新発田市真野原外3331番地2	特別養護老人ホームしうんじ（地域密着型）	新発田市真野原外3331番地2	介護予防短期入所生活介護	H26.9.1
社会福祉法人苗場福祉会	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎乙317-1	みさと苑訪問リハビリテーション	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎乙317-1	訪問リハビリテーション	H26.8.1
社会福祉法人苗場福祉会	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎乙317-1	みさと苑訪問リハビリテーション	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎乙317-1	介護予防訪問リハビリテーション	H26.8.1